建設委員会資料
Ｒ３．６．24

資料番号	12

県営水道施設への小水力発電設備の導入について

水　道　課

１　要旨

県営水道施設（黒瀬調整池）において未利用エネルギーを利用した小水力発電設備を導入することにより，温室効果ガスの排出抑制に寄与し，水道施設の維持管理費低減を図る。

２　導入の概要

項　目	内　容
実施場所	広島水道用水供給事業 黒瀬調整池（東広島市黒瀬町） 設置場所：配管室 黒瀬調整池外観 【設置イメージ】 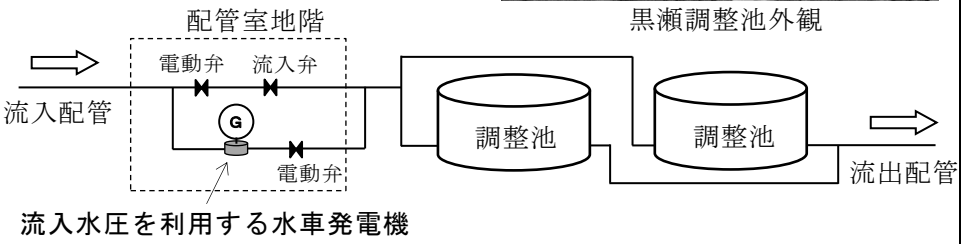
実施方法	・県は事業者に対し「場所貸し」 ・事業者は小水力発電設備（水車発電機，制御盤等）を設置・発電し，再生可能エネルギーの固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）を活用して電力会社に売電 ・事業者は売電収入の一部と施設使用料を県に納付 ・事業期間はＦＩＴ制度による買取価格が維持される20年間
開始時期	令和４年12月（予定）
効果（見込）	・年間発電電力量　約172MWh（一般家庭約50世帯分に相当） ・年間約100トンのCO_2の削減効果 ・売電収入の一部と施設使用料で年間約40万円の収入
事業者選定方法	公募型プロポーザル

３　スケジュール

項目	R3年度				R4年度			
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
プロポーザル手続き	→							
県と事業者の基本協定		●						
事業者によるFIT認定手続等		→	→	→				
県と事業者の事業契約				●				
設計・工事				→	→	→	→	
事業開始							●	